

第 32 号議案

三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保に関する三田市との連携協約の締結に係る協議の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり定める三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保に関する三田市との連携協約の締結に係る協議を行う。

令和 5 年 5 月 12 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保に関する連携協約

三田市（以下「甲」という。）と神戸市（以下「乙」という。）は、三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第 1 条 この連携協約は、三田市民病院と済生会兵庫県病院（以下「両病院」という。）の再編統合による新統合病院（以下「新統合病院」という。）の円滑な整備について、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（基本方針）

第 2 条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（役割分担）

第 3 条 甲及び乙の役割は、次に定めるとおりとする。

(1) 新統合病院の整備

ア 甲は、設置者として新統合病院の整備事務を行う。

イ 乙は、北神地域の急性期医療を確保するため、新統合病院の整備に伴う財政支援を行う。

(2) 新統合病院の整備事業に係る用地取得

新統合病院の整備事業に係る用地取得事務に関する甲及び乙の役割は、

別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、甲及び乙の役割分担に関し特に必要があると認めるときは、甲及び乙が協議して別途定める。

(補則)

第4条 この協約に定めるもののほか、両病院の再編統合に伴う急性期医療の確保に関し必要な事項は、三田市長及び神戸市長が協議して定める。

附 則

この協約は、令和5年7月31日までの間で、三田市長及び神戸市長が協議して定める日から施行する。

別表 (第3条関係)

項目	取組内容	役割分担	
		甲	乙
新統合病院の整備事業に係る用地取得	事業認定申請	事業認定申請手続き等に係る業務に取り組む。	事業認定申請手続き等に係る業務に協力して取り組む。
	法規制関係手続(土地取得に係るものに限る。)	各種法規制除外申請手続等に係る申請書作成に取り組む。	各種法規制除外申請手続等に係る申請書作成に協力して取り組む。
	事業区域の決定	事業区域の決定に取り組む。	事業区域の決定に協力して取り組む。
	事業説明会等	説明会の開催、事業計画の説明に取り組む。	説明会の開催準備・進行管理の補助に協力して取り組む。
	基礎調査	公図、公簿調査、権利調査及び現場踏査等の基礎調査に取り組む。	公図、公簿調査、権利調査及び現場踏査等の基礎調査に協力して取り組む。

用地測量・官 民境界協定	取得する用地の測量、 それに伴う現地境界立 会等の業務に取り組 む。	取得する用地の測量、 それに伴う現地境界立 会等の業務に協力して 取り組む。
土地評価	鑑定評価の発注、標準 地評価調書や土地調書 の作成等の土地評価に 関する業務に取り組 む。	標準地の選定等の土地 評価に関する業務に協 力して取り組む。
地権者交渉	地権者交渉に協力して 取り組む。	地権者交渉に取り組 む。
契約	用地取得の契約締結業 務等に取り組む。	用地取得の契約関係書 類の作成等に協力して 取り組む。
登記事務	登記事務に取り組む。	登記事務に協力して取 り組む。
租税特別措置 法関係	協議書及び証明書類作 成、各種証明書の地権 者への配付等に取り組 む。	協議書及び証明書類作 成、各種証明書の地権 者への配付等に協力し て取り組む。

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の協議をするに当たり、同条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方自治法 ぬきがき

(連携協約)

第 252 条の 2 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

2 [略]

3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4～7 [略]

【第 32 号議案「三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保に関する三田市との連携協約の締結に係る協議の件」の概要】

1 連携協約の概要

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項の規定に基づき、北神地域において、三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保のため、神戸市と三田市が連携して事務を執行するための役割分担を定めるもの。

2 連携協約で定める役割分担

・新統合病院の整備

三田市：設置者として新統合病院の整備事務を行う。

神戸市：北神地域の急性期医療を確保するため、新統合病院の整備に伴う財政支援を行う。

・新統合病院の整備事業に係る用地取得

新統合病院の用地取得事務を神戸市、三田市が連携し、協力して取り組む。

3 これまでの経緯と今後の予定

令和元年～2年度 「北神・三田急性期医療連携会議」への参画（三田市民病院と済生会兵庫県病院が設置）

令和3年度 「北神・三田地域の急性期医療の確保に関する検討委員会」の設置

令和4年度（6月）北神・三田地域の急性期医療の充実についての三者合意（神戸市・三田市・済生会兵庫県病院）

（12月）「三田・北神地域の急性期医療の確保に関する基本構想」の策定（三田市）

（3月）再編統合に係る基本協定書の締結（神戸市・三田市・三田市民病院・済生会兵庫県病院）

令和5年度（7月）神戸市会、三田市議会での議決を経て、連携協約を締結

令和5年～6年度 新統合病院用地調査・用地確保、基本計画策定

令和7年度以降 設計・工事

令和10年度 新病院開院

(参考)三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合に係る基本協定書における四者の役割

○三田市・三田市民病院 新統合病院の整備

○済生会兵庫県病院 新統合病院の運営

○神戸市 北神地域の急性期医療を確保するための財政支援、
三田市との連携による用地取得事務の実施

三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合に係る基本協定書

三田市（以下「甲」という。）、三田市民病院（以下「乙」という。）、社会福祉法人^{恩賜}財団済生会支部兵庫県済生会（以下「丙」という。）及び神戸市（以下「丁」という。）は、三田市民病院と済生会兵庫県病院（以下「両病院」という。）が再編統合して新たな基幹病院（以下「新統合病院」という。）の整備に向けて協議を進めていくにあたり、その方針を確認するために、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙及び丁が、新統合病院の整備に向けての協議を円滑に行うにあたり、必要な基本的事項について定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 新統合病院の整備は、三田市及び神戸市北区北神地域（以下「北神地域」という。）の急性期医療を確保するために行うものとする。

（役割分担）

第3条 新統合病院の整備は、乙が病院事業債を発行して行うものとする。

2 新統合病院の運営は、丙が行うものとする。

3 丁は、北神地域の急性期医療を確保するための財政支援を行うものとする。

4 甲が新統合病院の用地を取得するにあたっては、丁が甲と連携して用地取得事務を担うものとする。

（医療機能）

第4条 新統合病院においては、三田・北神地域における今後の高齢化等による医療需要を踏まえ、三田市民病院と済生会兵庫県病院がこれまで提供してきた医療機能を基本とし、更なる医療機能の充実及び強化に努める。

（整備候補地）

第5条 新統合病院の整備候補地は、神戸市北区長尾町宅原とする。

2 前項の整備候補地は民有地であるため、地権者や当該地域住民の理解が得られるよう、丁が甲及び乙と連携し誠意を持って対応することとする。

（病床規模）

第6条 新統合病院の病床規模は、400～450床とする。

（財政負担）

第7条 新統合病院の整備費は、乙が負担する。ただし、整備費の3分の1に相当する額については、後年度に丙が乙に対して負担することとする。

2 新統合病院の運営費は、丙が負担する。ただし、乙は、救急医療や周産期医療などの政策医療等について、丙に対する指定管理料として負担する。

3 前各項の具体的な負担方法については、別途協定書を締結することとする。

（財政支援）

第8条 丁は、北神地域の急性期医療を確保するため、次の各号に掲げる財政支援を行う。

(1) 新統合病院の整備費から、乙が発行する病院事業債の元利償還金に対して甲に措置される普通交付税相当額を控除した金額相当額のうち、救急医療及び周産期医療に係る病床分を対象に、両病院の入院患者総数に占める神戸市民の入院患者の割合により算出した額を甲に対して支援する。

(2) 新統合病院の運営費のうち、救急医療及び周産期医療に係る収支不足額相当額を対象に、前年の入院患者数に占める神戸市民の入院患者の割合により算出した額を丙に対して支援する。

(3) 新統合病院の用地取得費から乙が発行する病院事業債の元利償還金に対して甲に措置される普通交付税措置相当額を控除した金額相当額を甲に対して支援する。

2 前項各号の財政支援に係る具体的な算定方法については、別途協定書を締結することとする。

(開院時期)

第9条 新統合病院は、令和10年度の開院を目指すものとする。

(疑義)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が誠意をもって協議のうえ定める。

(協定の変更)

第11条 本協定は、甲、乙、丙及び丁で協議のうえ、変更を行うことができるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年3月31日

三田市三輪2丁目1番1号
甲 三田市
代表者 三田市長 森 哲男

三田市けやき台3丁目1番地1
乙 三田市民病院
代表者 事業管理者 荒川 創一

神戸市北区藤原台中町5丁目1番地1
丙 社会福祉法人^{恩賜}財団済生会支部兵庫県済生会
代表者 支部長 山本 隆久

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
丁 神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造